

令和7年度 部活動等ガイドラインについて

1 意義・目的について

- (1) 生徒の自主的・自発的な参加により行われる活動であり、生徒の学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものとする。
- (2) 自ら見通しをもって活動する態度を育成する。
- (3) 自己の特長や個性の伸張を図るとともに、協力して目標を達成しようとする態度を育成する。
- (4) 自己の体力や健康の保持増進、及び文化的な活動を通して豊かな感性を育成する。
- (5) 地域との連携を図り、豊かな人間性や社会性を育成する。

2 設置部活動について

バドミントン部・野球部・陸上競技部・総合文化部

3 入退部について

- (1) 年度当初に各部活動の明確な活動方針を示し、方針を理解した上で入部する。
- (2) 部活動は放課後に行う特別活動であり、入部は生徒の自由意思に基づくものとする。
- (3) 所定の用紙を届け出ること。その際、保護者・担任・顧問の承認が必要である。

4 部活動計画について（合理的かつ効率的な活動の推進）

- (1) 「活動方針、年間活動計画」については、年度当初に校長へ提出し、許可を受ける。
- (2) 「月別活動計画」については、月初めに校長へ提出し、許可を受ける。
- (3) 校外にて活動を行う場合は、事前に「引率届」を校長へ提出し、許可を受ける。
- (4) 引率は原則顧問が行うが、都合がつかない場合や必要に応じて他の教員が協力する。

5 活動日・活動時間について

- (1) 平日の活動は、最終下校時刻までの2時間以内（週6時間以内）とする。

最終下校時刻	3月～10月	17時30分
	11月～2月	17時00分

- (2) 土曜日、日曜日及び祝日に活動する場合は、3時間以内とする。ただし、大会や練習試合・合同練習についてはその限りではない。
- (3) 長期休業中の活動については、土曜日、日曜日及び祝日の活動に準ずる。
- (4) 定期考査に関わる活動については、各考査7日前から考査終了まで活動を中止する。

6 休養日について

- (1) 基本的に水・土・日は休養日とする。
- (2) 合同練習や大会などで休養日に活動する場合でも、週あたり土・日曜日を含む2日以上設定する。
- (3) 大会及び発表会等への参加などで土・日曜日の両日とも活動した場合は、他の曜日で確保する。

7 部活動の新設・休部・廃部について

(1) 新設

※以下の許可条件を満たす場合、国、都、村の方針を踏まえ教員間で協議した上で校長が判断する。

(許可条件)

- ① 指導可能な教員を配置することができる。
- ② 校内に活動場所があり、用具などを準備することができる。
- ③ 2名以上の参加生徒数を確保できる。

(2) 休部・廃部

- ① 登録生徒がいなくなった場合は、休部とする。
- ② 今後入部希望生徒がいないと見込まれる場合は、廃部とする。

8 設置されていない部活動種目の大会に参加について(中体連等への登録等含む)

※学校は、参加を希望する生徒がいる場合、以下の点を保護者・生徒に確認し、4月中には申し出るように説明をする。

- (1) 大会参加に必要な中体連等の手続きは、保護者と学校で行う。
- (2) 大会等の引率は、保護者が行う。
- (3) 夏季都大会等の参加は、一人一種目のみである。

9 地域クラブ活動について

- (1) 学校が開庁している(放課後等の)時間から、活動することができる。
- (2) 学校施設や用具を使用して、活動することができる。
- (3) 保護者、地域人材等の監督者の下に、活動することができる。
- (4) 既存の部活動と兼ねて、活動をすることができる。
- (5) 活動日や活動場所等が分かる「月間活動計画書」等を提出し、校長の承認を経て活動する。
- (6) 活動の決まりや活動日、活動時間、休業日等の設定については、「部活動等ガイドライン」を参考とするが、監督者の都合により、部活動規則と異なる時間であっても活動することができる。